

大館市農業委員会総会議事録

令和4年7月12日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日時	令和4年7月12日（火）午後2時00分 開会			
	場所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（17名）					
1番	渡邊 久留美	9番	藤盛 久登	16番	菅原 和久
2番	石山 元一	10番	菅原 一成	18番	安部 幸美
3番	阿部 重信	11番	小畑 美恵子	19番	渡邊 久雄
4番	斎藤 重春	12番	富樫 英悦		
6番	小畑 純市	13番	畠山 繁司		
7番	伊藤 昇	14番	浅利 瑞穂		
8番	高坂 千悦	15番	糸屋 由衛門		
3. 欠席委員の氏名（2名）					
5番	小林 大樹	17番	虻川 マキ子		
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局長	鳥潟 克次			
	次長	宮崎 直人			
	係長	佐々木信成			
6. 議事録署名委員	14番	浅利 瑞穂		16番	菅原 和久
7. 書記	佐々木 信成				

報 告 ・ 議 案

報告第 14 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 15 号	農用地利用配分計画(農地中間管理機構分)の認定について
議案第 27 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 28 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 29 号	農用地利用集積計画の決定について (利用権移転)
議案第 30 号	農用地利用集積計画の決定について (所有権移転)
議案第 31 号	小委員会所属委員(案)の選任について

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 17 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、小林 大樹 委員、虻川 マキ子 委員より、都合により欠席するとの連絡がありました。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 14 番 浅利 瑞穂 委員、議席番号 16 番 菅原 和久 委員にお願いいたします。

議長

それでは、会議に入ります。業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長 ・業務報告（6 月総会～7 月総会）について

・報告第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意
解約通知について

・報告第 15 号 農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可
について

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

～意見・質問の声なし～

議長

ないようですので、承認するものといたします。

議長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 27 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

8 ページをお開き願います。

議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 4 年 7 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

9 ページをお開き願います。

内訳は、No.33 から No.41 までの 9 件で、地目は田が 15,353.00 m²、畑が 3,155.00 m²で、面積合計は 18,508.00 m²であります。

譲受の事由は、全て「経営拡張」となっております。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 27 号、No.33 から 41 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 27 号、No.33 から 41 について、原案のとおり決
してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 28 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の
送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

13 ページをお開き願います。

議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付に
ついて

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請が
あったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求め
る。

令和 4 年 7 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

14 ページをお開き願います。

内訳は、No.14～No.16 の 3 件で、地目はNo.16 が田で 1,921.00 m²、No.14 とNo.
15 が畑で 829.00 m²、合計 2,750.00 m²であります。

No.14 とNo.15 は一般住宅を建築しようとするものです。

No.16 は資材置場及び駐車場です。

最初にNo.14 の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明い
たします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであ

りますが、申請地は、市街地より神明社前踏切を渡り左折しすぐに市道南神明町小館花線を50メートル進み右折、南神明町1号線を110mのところまで左折、南神明町小館花2号線を直進230mの右側に位置する第1種中高層住居専用地域の第3種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていること）に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてではありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.14の位置図及び配置図は、16.17ページに記載してあります

次にNo.15、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてではありますが、申請地は、市街地より市道大館山館線を比内方向に進み、放送局の坂を下った信号機を左折し、象ヶ鼻2号線を200m進んだ左側に位置する、第1種住居地域の第3種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていること）に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてではありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.15の位置図及び配置図は、18.19ページに記載のとおりであります。

次にNo.16、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてではありますが、申請地は、釈迦内出張所より高館テニスコート方向に490m進ん

だ右側に位置する第2種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)のオの(ア)のaの(b)、公共施設から500m以内にある農地に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてではありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.16の位置図及び配置図は、20.21ページに記載のとおりであります。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、現地調査の結果をNo.14、No.15は議席番号7番の伊藤昇委員より、No.16については議席番号6番の小畑純市委員よりご報告願います。

7番（伊藤委員）

7番の伊藤昇です。

議案第28号について、去る7月5日に小畑純市委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めに、No.14についてであります。申請地は16ページの位置図になります。

この場所は、大館神明社から市道南神明町1号線へ入り、110m先で左折し、市道南神明町小館花2号線を南側方向へ230mほど進んだ右側農地で、現在は休耕地として管理されておりました。

17ページの配置図にありますように、申請者が父親から農地の贈与を受け一般住宅を建築しようとするものです。

転用にあたっては、整地を行いますが、盛土は行わないため、市道に面する東側の既存の側溝への流出はありません。また、西側、南側には、コンクリート壁があるため、隣地への土砂等の流出もありません。

雨水排水は自然流下とし、汚水や生活雑排水は、公共下水道に放流する計画であることから特に問題は無いものと見てまいりました。

次に、No.15であります。申請地は18ページの位置図になります。

この場所は、市道 大町山館線を池内方向に進行し放送局の下り坂をくだって最初の交差点を左折し、市道 象ヶ鼻 2 号線を 200m ほど進んだ左側の農地で、現在は休耕地として管理されていました。

19 ページの配置図にありますように、申請者が農地を購入し一般住宅を建築しようとするものです。

転用にあたっては、0.5m 盛土をし、市道と同じ高さに造成を行います。西側の宅地には既存のブロック塀があり北側農地との間には境界ブロックを設置し区域外への土砂流出を防ぐ計画であります。

雨水排水は自然流下とし、大雨時は南側の既存の市道側溝へ排水をする計画であり、汚水や生活雑排水は、公共下水道へ排水する事から特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

6 番（小畑純市委員）

6 番の小畑 純市です。

No.16 について、申請地は 20 ページの位置図になります。

この場所は、釈迦内出張所から市道 釈迦内松木立花線を高館公園テニスコート方向に進行し 490m ほど進んだ右側の農地で、現在は休耕地として管理されていました。

21 ページの配置図にありますように、申請者が農地を購入し事業所敷地を拡張して、駐車場、資材置場とするものです。

転用にあたっては、1.0m 盛土をし、市道と同じ高さで造成を行い、新規にコンクリート側溝を設置し、北東及び南西側は安定勾配して区域外への土砂流出を防ぐ計画であります。

雨水排水は自然流下とし、大雨時は北西側の既存の市道側溝へ排水をする計画であり、汚水や生活雑排水は、駐車場、資材置場で使用するため生活排水は無いことから特に問題は無いものと見てまいりました。

また、当該地域は大館土地改良区の管理地域であり、申請、承諾を得ていることを申し添えます。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、伊藤 昇 委員及び小畑 純市 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 28 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 28 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 29 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

22 ページをお開き願います。

議案第 29 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 4 年 7 月 12 提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

23 ページをお開き願います。

23 ページから 24 ページまで、令和 4 年度農用地利用集積計画（第 4 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております、決定依頼の件数は、新 - 261 から新 - 285 までの 25 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 1 年が 2 件、3 年が 8 件、5 年が 7 件、6 年が 1 件、10 年が 7 件で、地目は田の面積が 73,701 m²、畑の面積が 12,188 m²、面積合計は 85,889 m²であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 29 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長

『議案第 29 号 新-261～278 及び新-281～285』について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

14 番（浅利委員）

新-281 から 283 ですが、この方が借地している中で作付していない所がある、作付している所でも草刈り管理が悪く、隣の人が迷惑している。こういう人が面積を増やしても手が回らないと思う。どのような物か。

事務局

受け手について、外からの苦情もきていませんので、現地を確認して指導してまいります。

議長

暫時休憩します。

～休 憩～

議長

休憩前へ戻り、再開します。

議長

他に何かありますか。

ないようですので、『議案第 29 号 新-261～278 及び新-281～285』について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、『No.279, 280』を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 6 番 小畑 純市 委員は退席願います。

(6 番 小畑 純市 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、『No.279, 280』について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 6 番 小畑 純市 委員は入室をお願いします。

(6 番 小畑 純市 委員 入室し着席)

議長

次に、議案第 30 号『農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

25 ページをお開き願います。

議案第 30 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

令和 4 年 7 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

26 ページには、令和 4 年度農用地利用集積計画（第 4 号）のうち所有権を移転するものが記載されております。

所-1 からの所-4 までの 4 件で、秋田県農業公社へ所有権を移転するもので、地目はすべて田で、面積合計は 14,407 m²となっております。

所有権の移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 30 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 30 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、議案第 31 号『小委員会所属委員（案）の選任について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

27 ページをお開き願います。

議案第 31 号 小委員会所属委員（案）の選任について

大館市農業委員会小委員会設置要領第 3 の規定に基づき、別紙のとおり各

小委員会の所属委員を選任する。

所属委員の任期は、令和4年7月20日から令和5年7月19日までの期間とする。

令和4年7月12日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

28 ページをお開きください。

大館市農業委員会小委員会について、総務、農業振興、農地調整の各小委員会の所属委員名簿（案）です。

小委員会の構成員については、第一地区から第六地区までの委員が均等になるよう振り分けたもので、恒例により任期中の3年間に輪番で各小委員会を受け持つことから、このような案としております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第31号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第31号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長 ・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

・連絡事項なし

これを持ちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 10 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4 年 7 月 12 日

議 長

議事録署名委員 14 番

議事録署名委員 16 番

農地法第3条調査書

議案第27号 No.33	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在	大館市沼館字神田表・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 神奈川県横浜市金沢区並木・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市字沼館道上・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も引き続き譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月2日、浅利瑞穂 農業委員と田山弘一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第27号 No.34		(所有権移転)・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市粕田字清水・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市櫃崎字高戸屋宅地・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市粕田字清水川・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も引き続き譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月2日、浅利瑞穂 農業委員と田山弘一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第27号 No.35	(所有権移転)・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市早口字高祖上段・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市早口字高祖上段・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市早口字高祖上段・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月2日、高坂千悦 農業委員と小林秀文 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第27号 No.36	(所有権移転)・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市早口字高祖上段・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市早口字高祖上段・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市早口字高祖上段・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月2日、高坂千悦 農業委員と小林秀文 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第27号 No.37	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町独鈷字上台・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		埼玉県上尾市西宮下・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町独鈷字寺清水・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行っており、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月3日、渡邊久留美 農業委員と岸恭司 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第27号 No.38		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市比内町独鈷字橋場・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市比内町独鈷字独鈷・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市比内町独鈷字寺清水・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行っており、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月3日、渡邊久留美 農業委員と岸恭司 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第27号 No.39	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在	大館市比内町達子字駒橋・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市比内町新館字駒橋屋布・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市比内町新館字駒橋屋布・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も引き続き譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月3日、渡邊久留美 農業委員と岸恭司 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第27号 No.40	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在	大館市比内町笹館字沖畑・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市比内町笹館字沖野・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市比内町笹館字小新田・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行っており、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月3日、渡邊久留美 農業委員と岸恭司 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第27号 No.41	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町谷地中字中岱・・・ほか・・・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市釈迦内字台野道上・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市雪沢字小雪沢・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行っており、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月3日、渡邊久留美 農業委員と岸恭司 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない